

契約概要 「カチッと収入保障」(正式名称:収入保障保険)

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

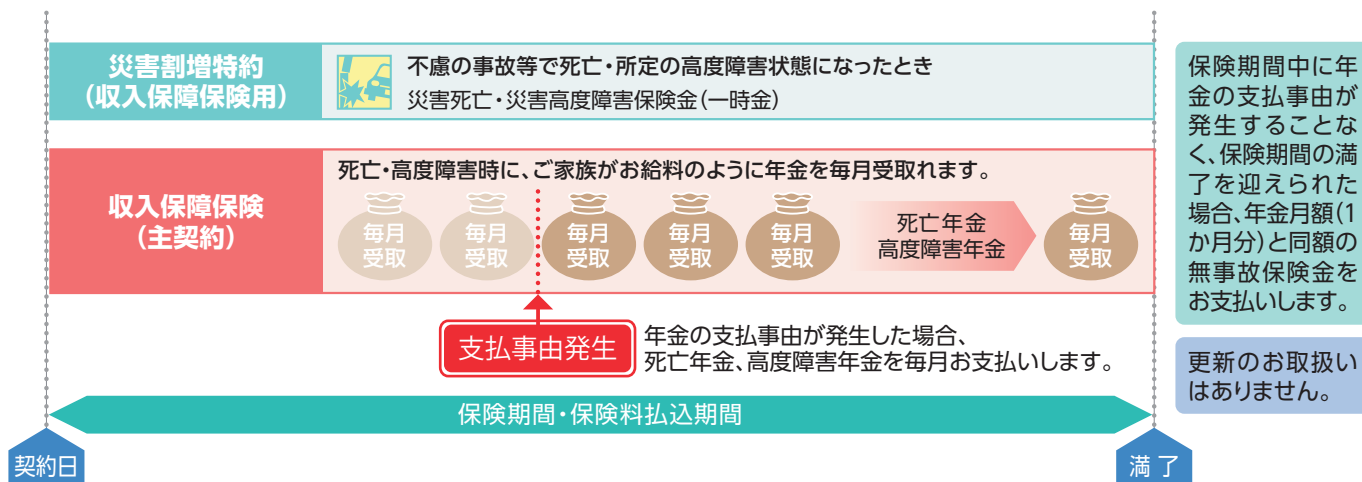
1 商品のしくみについて

特長

収入保障保険は、被保険者さまが万が一死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合に、保険期間満了時まで毎月定額の年金をお支払いする保険です。また、保険期間満了時までに被保険者さまが死亡または所定の高度障害状態にならなかった場合は、無事故保険金をお支払いします。



満25歳の方が保険期間60歳満了の収入保障保険に、災害割増特約(収入保障保険用)を付加した場合



2 お取扱内容について

契約年齢	満20歳～満60歳まで
保険期間・保険料払込期間	55歳満了、60歳満了、65歳満了、70歳満了
更新の取扱い	更新のお取扱いはありません。
保険料払込回数	月払(2012年4月現在、年払はお取扱いしていません。)
保険料払込方法	クレジットカード払・口座振替払
診査	告知扱い(ご契約に際して医師の診査はありません。)

保険期間・保険料払込期間によりご契約可能な年齢が異なります。

保険期間・保険料払込期間※	契約可能年齢
55歳満了	満20歳～満45歳
60歳満了	満20歳～満50歳
65歳満了	満20歳～満55歳
70歳満了	満20歳～満60歳

※保険期間および保険料払込期間は同一です。

- ご契約をネクスティア生命が承諾した場合、お申込みと告知のいずれか遅い時点から保障が開始されます（責任開始）。ただし、所定の第1回保険料の払込猶予期間満了までに、第1回保険料をお払込みいただけなかった場合は、ご契約は無効となります。
- ご契約時の保険料は契約日（原則として責任開始期の属する月の翌月1日）時点の満年齢（契約年齢といいます。）で計算されます。
- 保険料は被保険者さまの性別・年齢・お申込みプランによって異なります。詳しくはネクスティア生命ホームページ (<http://www.nextialife.co.jp>) でご試算ください。

3 保障内容について

◇収入保障保険（主契約）

	保障内容	お支払金額
死亡年金	被保険者が保険期間中に死亡したときに死亡年金をお支払いします。	年金月額*
高度障害年金	被保険者が保険期間中に責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として所定の高度障害状態に該当したときに高度障害年金をお支払いします。	年金月額*
無事故保険金	被保険者が保険期間満了時までに死亡または所定の高度障害状態にならなかったときに無事故保険金をお支払いします。	無事故保険金額 (年金月額と同額)

*年金は原則として毎月お支払いしますが、未払年金の現価の全部または一部の一時支払いも可能です（この場合のお支払金額は、通常、毎月年金としてお支払いする場合の総額よりも少なくなります。）。未払年金の現価の全部の一時支払いを行った場合、その時点でご契約は消滅します。また、未払年金の現価の一部の一時支払いを行った場合には、支払った現価に対応する年金月額を減額します。ただし、減額後の年金月額が当社所定の額に満たないときは、未払年金の現価の一部の一時支払いはお取り扱いできません。

また、年金の支払事由発生後に年金受取人が死亡された場合は、年金受取人の法定相続人に将来の年金の現価の全部を一時にお支払いします。

◇災害割増特約（収入保障保険用）

	保障内容	お支払金額※
災害死亡保険金	被保険者が保険期間中に特約の責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因としてその日を含めて180日以内に死亡したとき、または特約の責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡したときに災害死亡保険金をお支払いします。	災害死亡保険金額
災害高度障害保険金	被保険者が保険期間中に特約の責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因としてその日を含めて180日以内に所定の高度障害状態に該当したとき、または特約の責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因として所定の高度障害状態に該当したときに災害高度障害保険金をお支払いします。	災害高度障害保険金額 (災害死亡保険金額と同額)

※災害割増特約（収入保障保険用）による保険金のお支払いは一時金のみとなります（年金によるお支払いはお取り扱いできません。）。

◇リビング・ニーズ特約(収入保障保険用)

	保障内容	お支払金額
リビング・ニーズ 保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されたときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。 ただし、残りの保険期間が1年を超えている場合に限りです。	リビング・ニーズ 保険金額※

※リビング・ニーズ保険金額は収入保障保険(主契約)の年金の一時支払額以下、かつ3,000万円以下で被保険者が指定した保険金額から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額となります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、指定した保険金額に応じて収入保障保険(主契約)が消滅または減額されます。また、消滅または減額をした金額について解約返戻金はお支払いしません。

◇保険料の払込免除

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その日を含めて180日以内に所定の障害状態になったとき、または被保険者が三大疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)により所定の状態に該当したとき、以後の保険料の払込みは免除されます。

4 年金月額等について

「保険設計書」をご参照ください。

5 保険料について

「保険設計書」をご参照ください。

6 保険契約の更新について

更新のお取扱いはありません。

7 配当金について

この保険には配当金はありません。

8 解約返戻金について

解約されますと多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。解約返戻金の額は、ご契約年齢、保険料払込期間、経過年数などにより異なります。

●引受保険会社:ネクスティア生命保険株式会社

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、「注意喚起情報」に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。(生命保険協会「生命保険相談所」についても記載されていますので、あわせてご確認ください。)

●代理店経由でご契約のお申込みをされた場合

募集代理店については「保険設計書 収入保障保険のお見積り」の募集代理店欄をご参照ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 クーリング・オフについて

■クーリング・オフ制度について

生命保険は長期にわたるご契約です。ご契約に際しては十分にご検討ください。

- ご契約者さまはご契約のお申込日の翌日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。
この場合、保険料をすでにお支払いいただいているときには保険料を全額お返しします。
- ネクスティア生命はお申込みの撤回等に関して、損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。

■クーリング・オフのお申出方法

- お申込みの撤回等は、郵便により期限内(お申込日の翌日から8日以内の消印有効。)にネクスティア生命あてにお申出ください。

送付先: 〒060-0002

北海道札幌市中央区北二条西1丁目1-7 ORE札幌ビル11F

ネクスティア生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター行

- お申出の際は書面に、生命保険会社名(ネクスティア生命保険株式会社)・お申込みを撤回する旨・申込日・保険種類・証券番号・契約者名・被保険者名・書面記入日・住所を明記し、ご契約者さまの氏名を自署・捺印(認印)のうえ、ご郵送ください。詳細につきましては、記載例をご参照ください。

■記載例

ネクスティア生命保険株式会社 御中
私は、平成〇〇年〇月〇日に申込みました
収入保障保険の申込みの撤回を行います。
証券番号 123456789
契約者 山田太郎
被保険者 山田太郎
平成〇〇年〇月△日
住所 東京都千代田区麹町〇丁目〇〇
氏名 山田太郎(自署) (印)

2 お申込内容・告知内容について

お申込内容、告知内容をご自身で正確にご入力ください。お申込内容および告知内容はネクスティア生命とお客さまの契約関係を取り決める大切な事項です。

■ 告知義務について

- お客さま（ご契約者さま・被保険者さま）に、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねいたします。
- お客さま（ご契約者さま・被保険者さま）には健康状態などについて正しく告知をしていただく必要があります（告知義務）。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態の悪い人などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。
- お申込みにあたっては、現在の健康状態、過去の病歴、身体の障害状態、ご職業、身長、体重などについて、ネクスティア生命ホームページの告知画面でおたずねします。告知いただいた内容にもとづいてご契約をお引受けできるかどうかを決めさせていただきますので、ありのままを正確にご入力ください。
- 健康状態、ご職業、体格などによってはご契約のお引受けをお断りすることがあります。

■ 告知の方法

- 告知画面に表示される質問事項について、ご自身がありのままをご入力し、内容を十分ご確認ください。

■ 告知受領権について

- 告知受領権はネクスティア生命が有しています。
- 生命保険募集人（代理店を含みます。）やネクスティア生命カスタマーサービスセンターのオペレーターに口頭でお話しされただけでは、告知をしていただいたことになりませんのでご注意ください。

■ 告知が事実と相違する場合

- 告知いただくことからは、ネクスティア生命ホームページの告知画面に表示いたします。告知していただく内容について、故意または重大な過失によってその事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は最後の復活日）から2年以内であれば、ネクスティア生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - たとえば、糖尿病の治療中にもかかわらず、お申込時にお知らせしただけなかった場合、「告知義務違反」となりご契約は解除され、たとえその後糖尿病により年金などの支払事由または保険料払込免除の事由が発生しても、年金などをお支払いすることはできません。また、この場合それまでお払込みいただいた保険料はお返ししませんのでご注意ください。
- ご請求が責任開始の日（復活の場合は最後の復活日）から2年を経過していても、年金などの支払事由または保険料払込免除の事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約が解除された際に解約返戻金がある場合には、その金額をお客さま（ご契約者さま）にお支払いします。
- なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、年金などをお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として年金などをお支払いできないことがあります。この場合、

 - 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも、取消しとなる場合があります。
 - すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。
- 告知にあたり、生命保険募集人（代理店を含みます。）が告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、ネクスティア生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者さま、または被保険者さまが、ネクスティア生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、ネクスティア生命はご契約または特約を解除することができます。

3 生命保険募集人について

ネクスティア生命の担当者(生命保険募集人)はお客さまとネクスティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネクスティア生命が承諾したときに有効に成立します。

4 責任開始期について

■ 責任開始期

- 保険契約は、お客さまからお申込みと告知をいただき、それに対してネクスティア生命が承諾をしたときに有効に成立します。成立をした場合には、お申込みと告知のいずれか遅い時点から保障が開始されます(責任開始)。お申込みをいただいた日につきましては、マイページの「申込内容控え」をご確認ください。
- 所定の第1回保険料の払込猶予期間満了までに、第1回保険料をお払込みいただけなかった場合は、ご契約は無効となります。

5 年金のお支払いなどについて

■ 年金などに関する手続きなど

- お客さまからのご請求に応じて年金などをお支払いしますので、支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにネクスティア生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 支払事由、ご請求手続き、年金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」[当社ホームページ]にも記載しておりますので、ご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者さまのご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 年金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の年金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

■ 年金のお支払いなどができない主な場合

次のような場合には、年金などのお支払いや保険料の払込免除ができない場合があります。

- 年金の支払事由または保険料の払込免除事由に該当しない場合
- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
(なお、約款に特に定めがないかぎり、その疾病や不慮の事故等について告知いただいた場合でも、お支払いの対象にはなりません。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 年金を詐取る目的で事故を起こしたときや保険契約者、被保険者または年金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、ご契約が失効したあとに年金の支払事由または保険料の払込免除事由に該当した場合
- 保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や年金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 免責事由に該当する場合
 - － 責任開始の日から3年以内における被保険者の自殺による死亡
 - － 受取人等の故意または重大な過失による被保険者の死亡 など

■ 年金などの代理請求について

- 被保険者さまが受取人となる年金などについて、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者さまがあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます(保険料の払込免除の場合も同様)。
- 指定代理請求人を指定した場合は指定代理請求人に対し、代理請求できる場合がある旨を、お伝えください。

■ 年金などのお支払時期について

年金などのご請求があった場合、ネクスティア生命は、請求書類がネクスティア生命に到着した日(*)からその日を含めて5営業日以内に年金などをお支払いします。ただし、年金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、その確認内容に応じて、請求書類がネクスティア生命に到着した日(*)から60・90・120・180日のいずれかを経過する日までに年金などをお支払いします(保険料の払込免除の場合も同様)。

(*)請求書類がネクスティア生命に到着した日とは、完備された請求書類がネクスティア生命に到着した日をいいます。

6 保険料の払込猶予期間、ご契約の失効・復活について

■ 保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中(保険料をお払込みいただく月)にお払込みいただきます。なお、保険料払込期月中のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。払込期月中にご都合がつかない場合は、払込猶予期間中にお払込みください。

払込猶予期間・・・払込期月の翌月初日から末日まで

払込猶予期間内に保険料のお払込みがないと、ご契約の効力は失われます(失効)。

■ ご契約の復活について

ご契約者さまは、保険契約が失効した日からその日を含めて3年以内ならば、保険契約の復活を請求することができます。この場合、あらためて告知を行っていただき、月払の場合、失効期間中の保険料と復活の申出のあった当月および翌月の保険料相当額をあわせてお払込みいただく必要があります。

ただし、健康状態などによってはご契約の復活ができない場合があります。

7 解約と解約返戻金について

お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は年金などのお支払い、一部はご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。解約されますと多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。

8 現在のご契約の解約・減額を前提とした、新たな保険契約をご検討されている方へ

現在のご契約を解約・減額すると、一般的に次の点について、ご契約者さまにとって不利益となります。

- 解約されますと多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約については、一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって、被保険者さまの健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。
- 新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺等の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消し・無効となることがありますのでご注意ください。

9 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額などが削減されることがあります。

10 生命保険契約者保護機構について

ネクスティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合は生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の年金額などが減額されることがあります。

11 苦情のお申出先および相談窓口について

■ネクスティア生命へのお問い合わせ

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、ネクスティア生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

ネクスティア生命 お問い合わせ窓口 カスタマーサービスセンター

TEL 0120-953-831

受付時間

月～金 9:00～22:00
土・日・祝日 9:00～18:00
※年末年始の当社休業日を除く

ネクスティア生命 ホームページ

<http://www.nextialife.co.jp>

■生命保険協会へのお問い合わせ

- この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- (社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。